

金沢市屋外広告物条例の手引き (事業者向け)

参考資料 (Q&A)



目 次

第 1 章 屋外広告物の定義

- (1) 具体的にはどういったものが屋外広告物に該当しますか

第 2 章 申請手続関係

- (1) 許可申請とはどのような手続きですか
- (2) 申請手数料はなぜ必要ですか
- (3) 申請に必要な書類について教えてください
- (4) 申請が不要となる場合を教えてください

第 3 章 審査会による事前審査（確認）

- (1) 審査会の開催日程を教えてください
- (2) 事前審査（確認）に必要な書類はメールによる提出もできますか
- (3) 審査会を傍聴することはできますか
- (4) 審査会の意見を受けて市からデザイン等について指摘を受けましたが法的根拠はありますか

第 4 章 違法な屋外広告物に対する措置関係

- (1) 違反した場合はどうなりますか

第 5 章 金沢市屋外広告物条例に関する用語の解説

- (1) 自己所有の土地や建物に掲出するものは全て自家広告物に該当しますか
- (2) 管理広告物とはどのようなものが該当しますか
- (3) 1 住所等（1 敷地）の判断基準について教えてください
- (4) ビル名称等に該当する場合を教えてください
- (5) 屋上広告物に該当する部分について教えてください
- (6) パラペット部分に表示・設置する場合は壁面広告物に該当しますか
- (7) 特定屋内広告物の 1 つの開口部等は何の部分を指しますか
- (8) 独立自家（野立）広告物における総量基準の考え方について教えてください
- (9) 野立広告物における誘導距離など個別基準の考え方について教えてください

第 6 章 表示面積の算定方法

- (1) 壁面広告物の算定方法について教えてください
- (2) 独立自家広告物や野立広告物の算定方法について教えてください

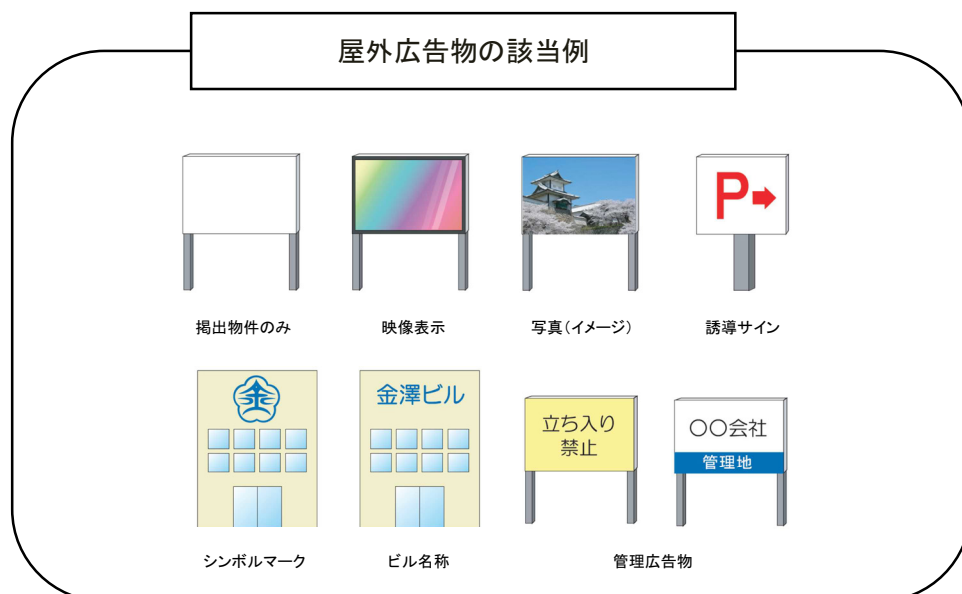
第 7 章 その他

- (1) 禁止地域で案内誘導目的の屋外広告物を表示・設置することはできますか
- (2) 現行の基準に適合していない屋外広告物を是正するよう指導を受けました
- (3) 現行の基準に適合していない掲出物件（架台部分）の再利用はできますか
- (4) ラッピングバスの基準について教えてください
- (5) のぼり旗などの簡易広告についても基準はありますか



1－（１） 具体的にはこういったものが屋外広告物に該当しますか？

屋外広告物法の規定する「常時、または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」に該当すれば、営利や非営利を問わず、商標やシンボルマーク、注意書きなど、多くのものが屋外広告物に該当します。また、掲出物件も屋外広告物に該当します。



2－（１） 許可申請とはどのような手続きですか？

屋外広告物法に基づく許可手続きは「自由に屋外広告物を表示・設置できない」という考え方に基づく規制です。届出制度以上に厳しい規制（＝重要なルール）であるともいえます。
※景観面や安全面の観点から、各自治体の条例で、許可手続きとすることが認められています。

2－（２） 申請手数料はなぜ必要ですか？

屋外広告物の表示・設置にかかる申請は、特定の方（広告主など）を対象とする手続きです。そのため、市民の皆様からの公費（税金）から、申請手続きの事務経費相当分を支出する方法の他に、各自治体の条例で、掲出者から手数料として事務経費相当分を負担していただく方法が認められています。

2－（３） 申請に必要な書類を教えてください。

新設のものと既設のものが含まれる場合で、必要な書類が異なります。詳しくは、次頁以降を参照の上、申請書類をそろえて郵送または持参してください。提出部数は１部です。



[新設]屋外広告物申請手続きチェックシート

屋外広告物の規模、形態、意匠、色彩、安全性等の個別審査(事前確認)に必要となりますので、次に掲げる資料を提出してください。※個別審査を受けた後、申請手続きを行ってください。

1. 書類提出日	年 月 日
2. 申請予定者	(氏名) (連絡先)
3. 申請内容の照会先	(氏名) (連絡先)
4. 設置予定地 (規制地域)	金沢市 金沢市まちづくり支援情報システム(公式HP)から「詳細情報」を印刷・提出してください。
5. 工事予定日	月 日 着手予定

6. 個別審査(事前確認)及び申請手続きに必要な書類

番号	書類名	規格	備考	チェック欄
1	付近見取り図	A3またはA4	・住宅明細図など	
2	現況カラー写真	L判以上	・近景と遠景で計2枚以上	
3	敷地内配置図	A3またはA4 縮尺1/100以上	・建物や駐車場、屋外広告物の設置位置を図示してください ・同一敷地内に申請対象以外の既存広告物がある場合は既存広告物の位置関係と大きさについても図示してください	忘れずに記載 ※手数料の算 審査に必要で
4	意匠図		[記載すべき事項] ・屋外広告物の大きさ ・地上高から屋外広告物までの高さ ・照明の有無 ・仕様や構造の概要など ・素材や色彩を明記 ※マンセル値またはシート番号等	
5	構造図			
6	照明設備図		・カタログのコピー等を添付	
ー 建築物を利用する場合 ー				
7	着色した建物立面図	A3またはA4 縮尺1/100以上	・屋外広告物との位置関係を図示 ※各壁面の見付面積を明記 ・同一敷地内に申請対象以外の既存広告物がある場合は既存広告物の位置関係と大きさについても図示してください	
ー 上記のほか、申請の際に必要な書類 ー				
8	許可(又は確認)申請書	市HPでダウンロード可能 (検索:金沢の景観)	・申請者の記名が必要です ・管理者、施工者の記名が必要です	
9	安全証明書		・施工者本人が署名する場合→押印省略可 ・それ以外の場合 →押印が必要	
10	資格証の写し	・屋上・突出広告については、管理者の一定の資格を有する証明の写しが必要です		
11	工作物確認済証等の写し	・4m超の屋外広告物(工作物)は、表示・設置当時の確認済証等の写しが必要です		
12	道路占用許可証の写し	・道路占用許可が必要な場合は、占用許可証の写しが必要です		

忘れずに記載してください。
※手数料の算定や各基準の審査に必要です。

※屋外広告物確認申請書は、活用地区(片町地区・武蔵が辻地区)に屋外広告物等が表示・設置されている場合に使用してください。

【問い合わせ先】
金沢市景観政策課
屋外広告物担当:076-220-2364



[既設]屋外広告物申請手続きチェックシート

既に表示・設置されている屋外広告物の申請を行う際に提出が必要な書類です。
 ※番号8～10は必要に応じて、番号11～14は申請者(管理者・施工者含む)が関連書類を保持している場合に提出してください。なお、その場合は、番号4～6の一部又は全部を省略できます。

－ 申請の際に必要な書類 －				
番号	書類名	規 格	備 考	チェック欄
1	許可(又は確認※)申請書	市HPダウンロード可能 (検索:金沢の景観)	・申請者の記名が必要です ・管理者、施工者の記名が必要です	
2	付近見取り図	A3またはA4	・住宅明細図など	
3	敷地内配置図	A3またはA4 縮尺1/100以上	・建物や駐車場、屋外広告物の設置位置を図示してください ※上記2で建物や駐車場、屋外広告物の設置位置を併せて記載した場合は不要です	
4	現況カラー写真	L判以上	・屋外広告物と敷地や建物との配置関係がわかるように撮影してください ※近景と遠景で計2枚以上	
5	各屋外広告物の表示面積等を明らかにする書類	A3またはA4	[記載すべき事項] ・屋外広告物の大きさ ・地上高から屋外広告物までの高さ ・照明の有無 ・建築物等の各壁面の見付面積 ・仕様や構造の概要など ※当時の施工図面がない場合は、図面作成やカラー写真に必要事項を記載するなどしてください ・同一敷地内に申請対象以外の既存広告物がある場合は既存広告物の位置関係と大きさについても図示してください	
6	各屋外広告物のカラー写真	L判以上	・申請を行う全ての屋外広告物を撮影してください。 ※上記5で示す必要事項をカラー写真に記載した場合は不要です	
7	自己安全点検報告書	市HPダウンロード可能 (検索:金沢の景観)	・管理者が点検し、申請者が報告(記名)してください	
8	資格証の写し	・屋上・突出広告については、管理者の一定の資格を有する証明の写しが必要です		
9	工作物確認済証等の写し	・4m超の屋外広告物(工作物)は、表示・設置当時の確認済証等の写しが必要です		
10	道路占用許可証の写し	・道路占用許可が必要な場合は、占用許可証の写しが必要です		
11	意匠図	A3またはA4 縮尺1/100以上	・上記5で示す事項の他に 素材や色彩を明記 ※マンセル値またはシート番号等	
12	構造図			
13	照明設備図		・カタログのコピー等を添付	
14	建物立面図		・屋外広告物との位置関係を図示 ※各壁面の見付面積を明記	

※屋外広告物確認申請書は、活用地区(片町地区・武蔵が辻地区)に
 屋外広告物等が表示・設置されている場合に使用してください。

【問い合わせ先】
 金沢市景観政策課
 屋外広告物担当:076-220-2364



2 - (4) 申請が不要となる場合を教えてください。 条例施行規則別表第 2、3

申請が不要となるものは次の○印に該当するものです。併せて禁止物件(※1)に表示・設置ができるものも説明します。

※基本要件や個別基準（本編 6 ～ 10 頁参照）は適用される点に注意してください。

屋外広告物等の種類	基 準	禁止地域 許可地域	活用 地区	禁止 物件
他の法令の規定による表示・設置	公職選挙法、道路交通法、道路法、建設業法、建築基準法、駐車場法等により表示・設置するもの	○	○	○
歴史的伝統的意匠 屋外広告物	歴史的又は伝統的な意匠を有し、かつ、素材、規模、及び形態が良好な景観の形成及び風致の維持に寄与していると認められるもの	○	○	○
自家広告物	1 第 1 種禁止地域では、一住所等当たりの表示面積の合計が 3 ㎡以内 2 第 2 種禁止地域から第 6 種禁止地域では、一住所等当たりの表示面積の合計が 5 ㎡以内 3 許可地域では、一住所等当たりの表示面積の合計が 10 ㎡以内 4 一の建築物に複数の事業所等がある場合又は一の敷地内に複数の建築物がある場合は、一の事業所とみなします	○	○	—
土地・物件の 管理広告物	1 禁止地域にあつては、表示面積の合計が 2 ㎡以内 2 許可地域にあつては、表示面積の合計が 5 ㎡以内 3 管理上必要な表示	○	○	—
工事現場の板囲いへ 表示する屋外広告物	1 工事期間中に限り表示するもの 2 宣伝の用に供さないもの	○	○	—
冠婚葬祭等一時的に 表示する屋外広告物	1 必要最小限の期間のみ表示するもの 2 宣伝の用に供さないもの	○	○	—
講演会等の会場の 敷地内に表示する 屋外広告物	1 講演会等の当日を含む2日間のみ表示するもの 2 講演等の内容以外の宣伝の用に供さないもの	○	○	—
電車・自動車の 外面表示広告物	1 次のいずれかに該当するもの (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの (2) 表示面積の合計が5㎡以内(電車及び路線バスを除く)	○	○	—
他の地方公共団体の 規定による自動車の 外面表示広告物	1 他の地方公共団体の規定による許可書の写し等を車内掲示すること	○	○	—

(次頁あり)



屋外広告物等の種類	基 準	禁止地域 許可地域	活用 地区	禁止 物件
煙突、ガスタンク類への 広告物（自家広告物以外）	1 宣伝の用に供さないもの 2 管理上必要な表示であること	—	—	○
煙突、ガスタンク類への 自家広告物	1 禁止地域にあつては、表示面積の合計が5㎡以内 2 許可地域にあつては、表示面積の合計が10㎡以内	—	—	○
地方公共団体が公共掲示 板に表示する屋外広告物	1 屋外広告物等に責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記 すること	○	○	—
公共広告物	1 国、地方公共団体、市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって 表示・設置するもので、行政区域内のもの (競馬及び宝くじ事業に関するものを除きます)	○	—	○ ※2
寄贈広告物	1 表示の大きさは、施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以内で、 かつ、0.5㎡以内 2 表示は、原則として1個限り	○	○	○
臨時的広告物	1 屋外広告物等に責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記し たもの(次に掲げる屋外広告物等を除きます) (1) 水火災警報及び緊急避難並びに道先案内告知の屋外広告物等 (2) 日刊新聞社の速報板に表示する新聞ニュースの類 (3) その他緊急又は公益上やむを得ない屋外広告物等	○ ※3	○	—

※1 禁止物件とは、橋りょう、トンネル、石垣、擁壁、街路樹及び保存樹、信号機、道路標識、消火栓、郵便ポスト、送電塔、照明塔、煙突及びガスタンク、銅像、土塀（長町の一部地域内）、電柱などをいいます。

※2 橋りょう、石垣、街路樹、信号機等の禁止物件に限りません。

※3 許可地域に限りません。



3－（１） 審査会の開催日程を教えてください。

毎週月曜日（祝日の場合は翌日）に開催しますので、木曜日までに審査資料をご提出ください。

3－（２） 個別審査（事前確認）に必要な書類はメールによる提出もできますか？

審査手続きの迅速性を図るため、メールによる提出（PDF 形式）も受け付けています。

【メールアドレス】 keikan@city.kanazawa.lg.jp

※メールでお送りいただいた際は、その旨を担当（Tel076－220－2364）までご連絡ください。

3－（３） 審査会を傍聴することはできますか？

関係者（申請者、施工者等）であれば傍聴することができます。事前に担当までお申し出ください。

3－（４） 審査会の意見を受けて市からデザインや色彩等について指摘を受けましたが法的根拠はありますか

法的根拠は屋外広告物法に基づきます。具体的には、屋外広告物法第5条にデザイン（意匠）や色彩についても、直接に規制できる旨の規定が設けられています。

なお、本市では、行政が不当に基本的人権（表現の自由など）を侵害しないよう、複数委員（学識者と事業者）から意見を聴取した上で、個別審査の結果をお伝えしています。

4－（１） 違反した場合はどうなりますか？

現地パトロールなどにより違反広告物の表示・設置が判明した場合、次に掲げる対応を行います。

名 称	対象者	指導・処分概要	その他
違反広告物 是正要綱	・表示者、設置者 （広告主など） ・管理者 ・屋外広告業を 営んでいる者	・指導、勧告 ・措置命令、許可取消 ・行政代執行 など	・資料提出や立入検査 ・氏名等の公表 ・刑事告発
屋外広告業 指導監督措置基準	・屋外広告業を 営んでいる者	上記に加え ・営業停止 ・登録取り消し	上記に加え ・違反点数の付与 （より厳しい対応）

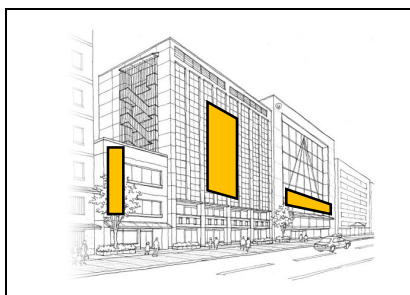


５－（１） 自己所有の土地や建物に掲出するものは全て自家広告物に該当しますか？

全てが自家広告物に該当するわけではありません。

「自家広告物」とは、店舗や事業所等の名称等を表示・設置するものに限ります。そのため、土地や建物の所有者であっても、その場所で直接関係がない屋外広告物を表示・設置する場合など、自家広告物の基準に該当しない場合がありますので、注意が必要です。

例 不動産所有者が自己所有の不動産を利用して自己PR等の目的で屋外広告物を表示・設置する場合は？



第三者広告物として取り扱います。
※禁止地域では表示・設置ができず、許可地域では申請手続きが必要です。（活用地区を含む）

５－（２） 管理広告物とはどのようなものが該当しますか？

管理広告物とは、管理権限を持つ者が表示・設置するもので、管理上、必要な表示に限ります。

禁止地域では1住所等あたりの表示面積の総量 2 m^2 （許可地域および活用地区では 5 m^2 ）を超えて管理広告物を表示・設置することはできません。

また、管理上必要な表示とは、管理物件名、管理者名、連絡先などを指します。

例 不動産会社が管理に全く関係がない内容など、管理目的以外で屋外広告物を表示する場合は？

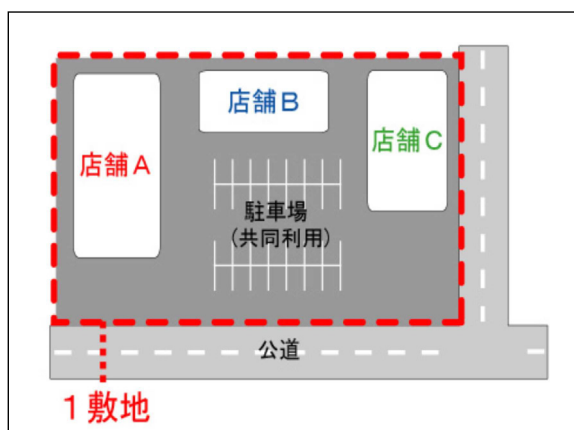


第三者広告物として取り扱います。
※禁止地域では表示・設置ができず、許可地域では申請手続きが必要です。（活用地区を含む）



5－（3） 1 住所等（1 敷地）の判断基準について教えてください。

1 住所等（1 敷地）とは、土地の契約内容や所有権又は分筆の有無だけで判断せず、土地の利用実態に応じて個別具体的に判断します。



たとえば、左図のように共同利用している場合は、全体を1敷地として考えます。
(公道やフェンスで物理的に分断されている場合は、その限りではありません。)

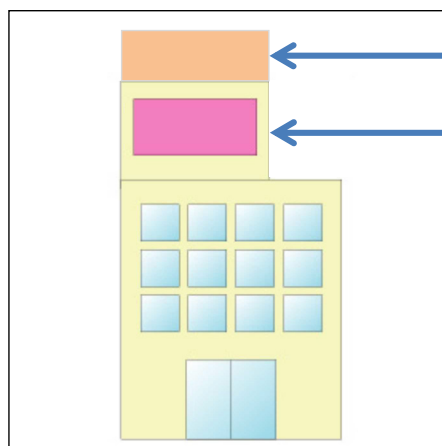
5－（4） ビル名称等にはこういったものが該当しますか？

ビル名称等には一般的な施設の呼び名（通称名）、およびそれに付帯するロゴマークを含みます。

自家広告物に該当しないものは、当該基準は適用されません。

5－（5） 屋上広告物に該当する部分について教えてください。

建築物の壁面である箇所に屋外広告物を表示・設置する場合であっても、本市の屋外広告物条例に基づき、一定の要件を満たすものは屋上広告物に該当します。



屋上広告物

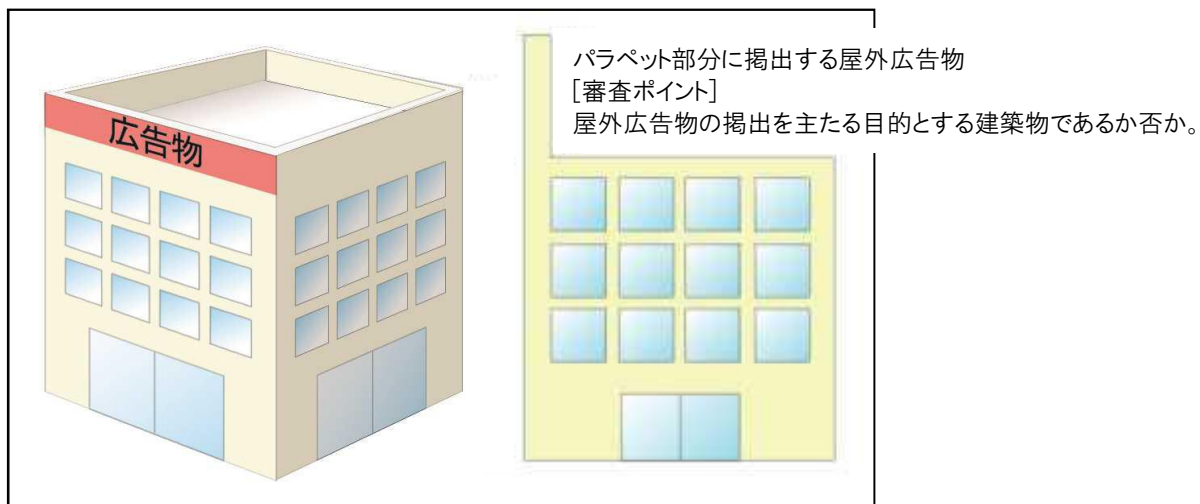
屋上広告物（壁面広告物ではない）

※建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔その他これに類するものの壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上、建築物の屋上の工作物に表示・設置するものが全て屋上広告物となります。



５－（６） パラペット部分に表示・設置する場合は壁面広告物に該当しますか？

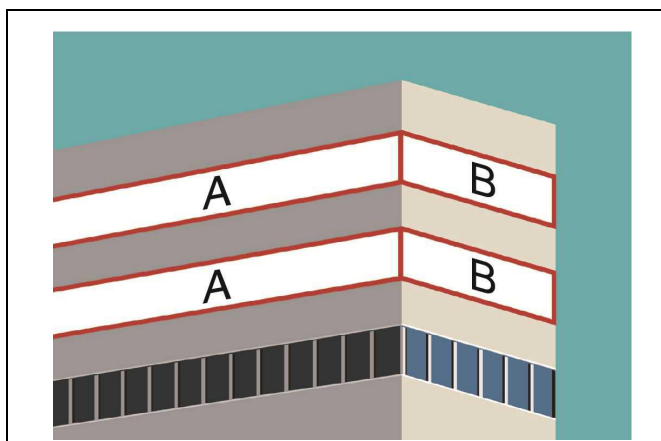
壁面広告物として取り扱いますが、以下の場合は注意が必要です。



パラペット部分が「屋外広告物の掲出を主たる目的とした建築物（屋外広告物の掲出物件）」であると審査会で指摘を受けた場合は「掲出部分のすべてを壁面広告物の表示面積」と判断します。

５－（７） 特定屋内広告物の１つの開口部等はその部分を指しますか？

特定屋内広告物の基準に基づく開口部等の考え方は次のとおりです。

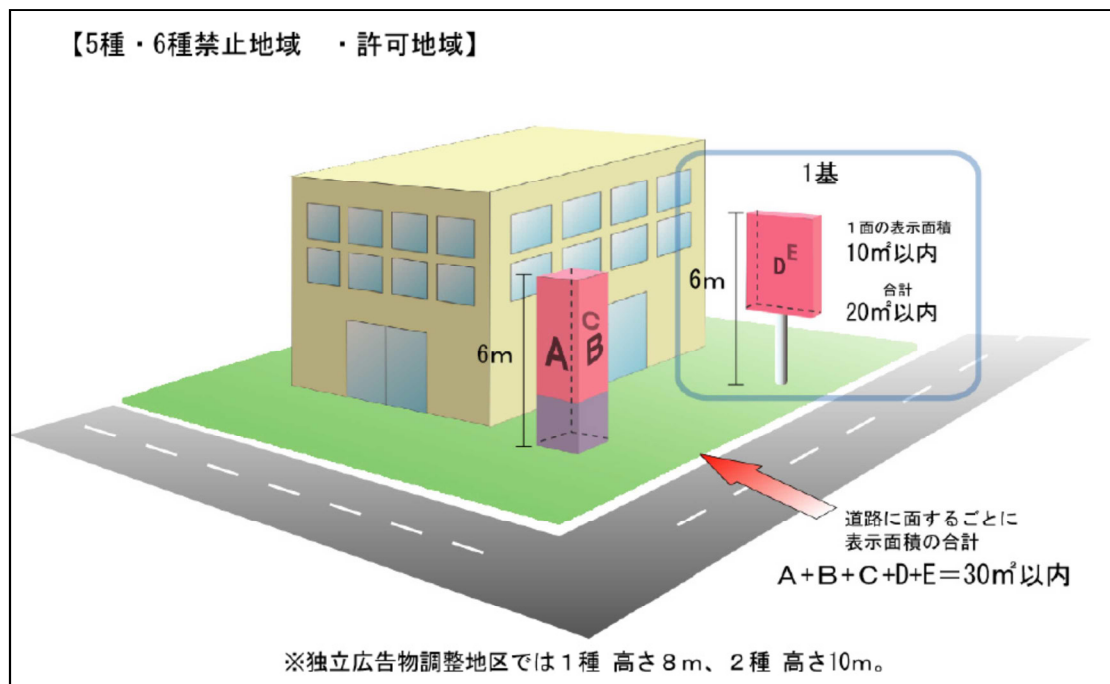


- ① １つの開口部等の考え方
・ 壁面部分で囲まれた部分を
１つの開口部等とします。
- ② 面積算定の考え方
・ 各壁面ごとに算定します
※左図の例では A の 3 割以内、
B の 3 割以内を限度とします。

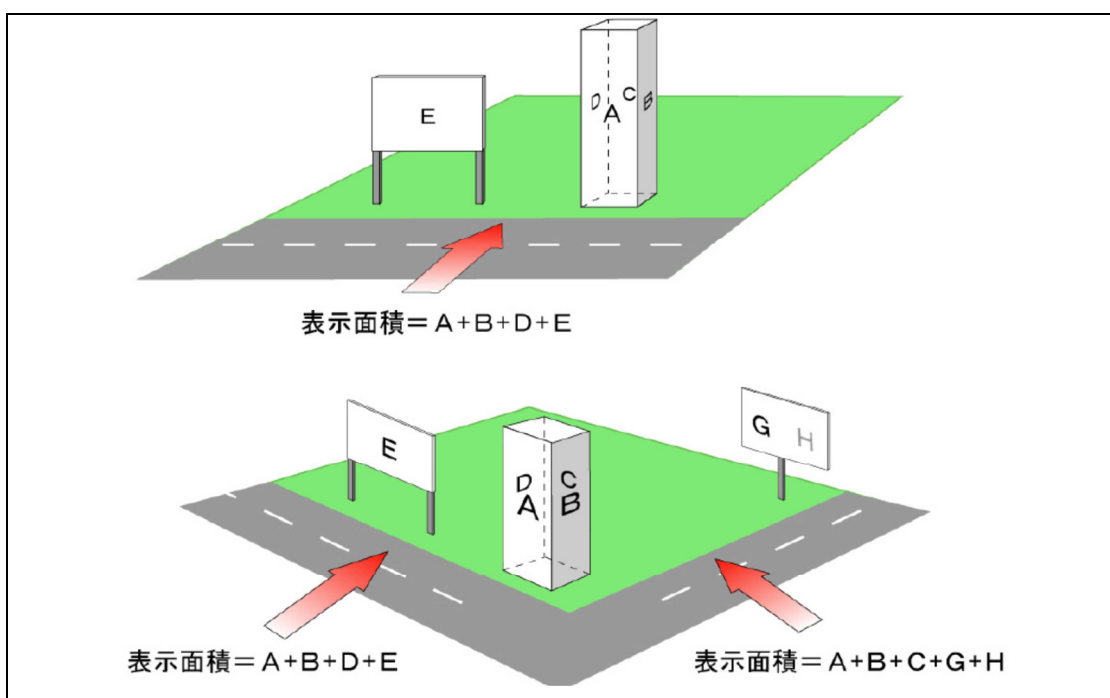


5-(8) 独立自家(野立)広告物における総量基準の考え方について教えてください。

面積規定「1基 20㎡、1面 10㎡、1敷地道路に面する毎に 30㎡」の考え方は次のとおりです。



面積規定「1敷地道路に面する毎に 30㎡」の補足図は次のとおりです。





５－（９） 野立広告物における誘導距離など個別基準の考え方について教えてください。

個別基準についての考え方において特に注意が必要となるのは次のとおりです。

① 前提となる野立広告物の考え方

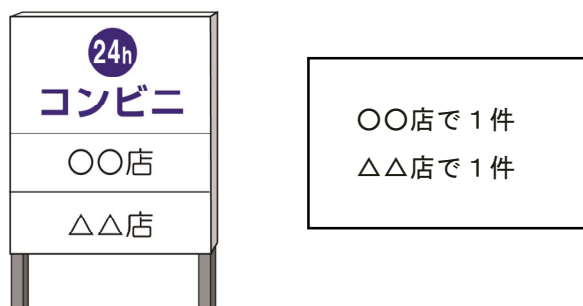
- ・ 誘導案内を主たる目的とした屋外広告物であることが求められます。

② 「１施設」定義の考え方

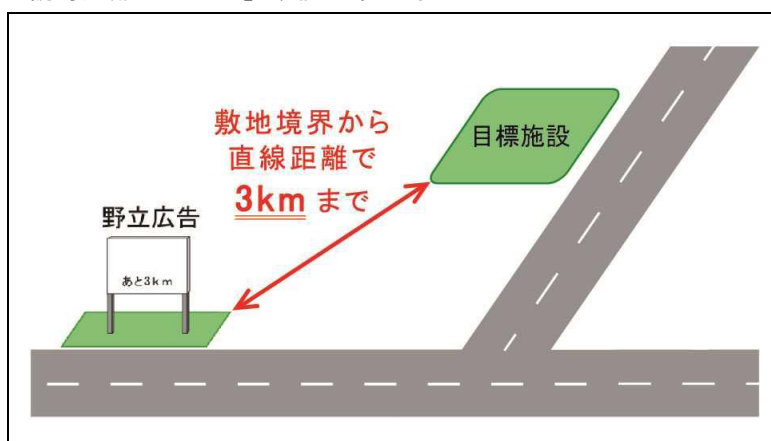
- ・ 大規模小売店舗立地法が適用される集合施設など、複数のテナントが入居している場合であっても１建物を１施設として取り扱います。

③ 「１施設あたり４件以内」数値基準の考え方

- ・ １基の野立広告物に複数の施設を案内表示する場合は、それぞれを１件として取り扱います。

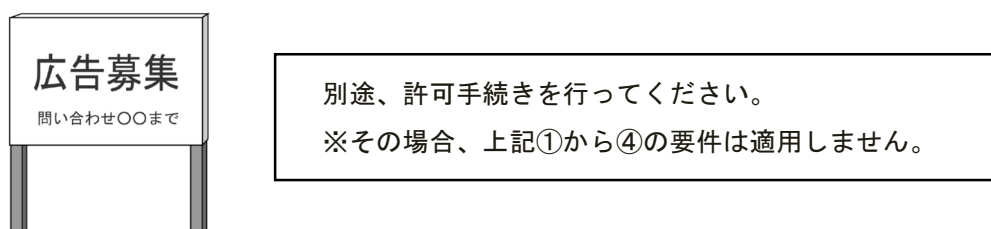


④ 「誘導距離 ３ km 以内」数値基準の考え方



⑤ スポンサー変更などの理由により新たに広告主を募集する場合（特例）

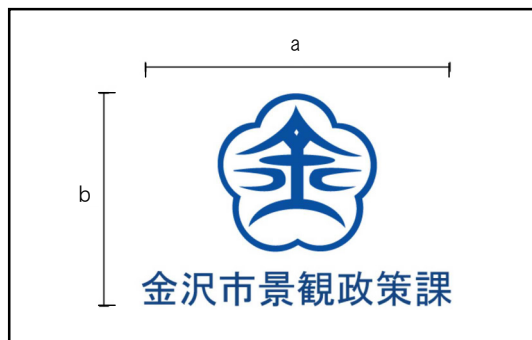
- ・ 審査会が認めた場合に限り、例外的に変更許可を認めます。





6－（１） 壁面広告物の表示面積の算定方法について教えてください。

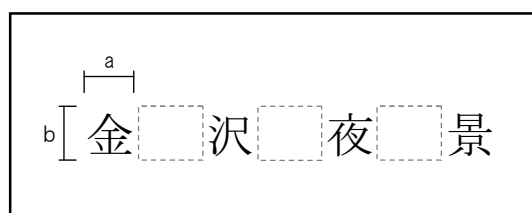
[ケース 1－1 壁面に直接、文字やマークを表示・設置する場合の面積計算（原則）]



横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b$$

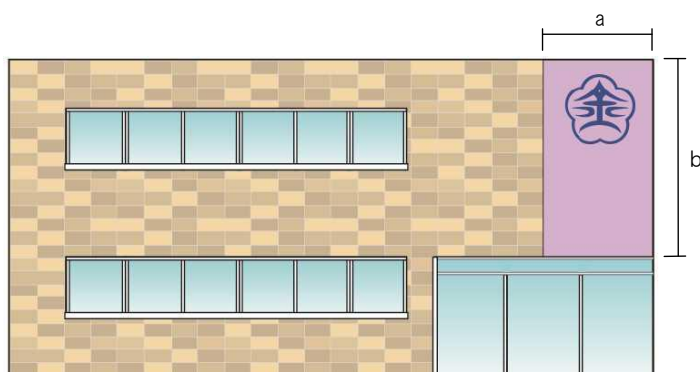
[ケース 1－2 文字と文字の間隔が 1 文字以上離れている場合の面積計算（特例）]



各文字の横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b \times \text{文字数}$$

[ケース 2－1 壁面と異なる部材を用いて屋外広告物を表示・設置する場合の面積計算（原則）]

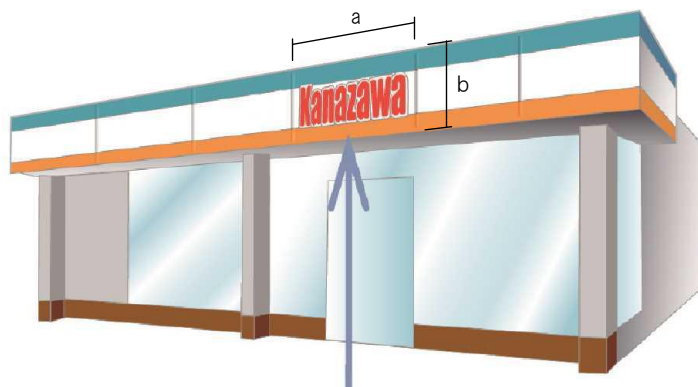


横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b$$



[ケース 2-2 コンビニエンスストア等、ファサードサインを利用した場合の面積計算（特例）]



横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b$$

原則としてファサード全体を表示面積として計算しますが、個別審査（事前確認）で了解が得られた場合に限り、ロゴマーク等の表示部分のみを表示面積として計算します。

[ケース 3 壁面塗装や外壁素材でコーポレートカラー等を表現している場合の面積計算（特例）]



横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b$$

原則として表現部分の全体を表示面積として計算しますが、個別審査（事前確認）で了解が得られた場合に限り、ロゴマーク等の表示部分のみを表示面積として算定します。

【注意】本市では別途、壁面に使用できない色彩の範囲（※禁止色）と表示可能面積を定めています。

※禁止色（マンセル値 JISZ8721 による）

- ① R（赤）、YR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
- ② Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの
- ③ ①・②以外の色相で、彩度が2を超えるもの
- ④ 蛍光色

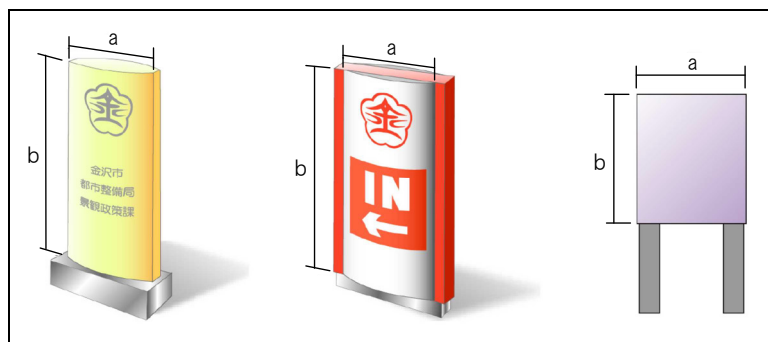
（補足説明）

・ 広告に準ずるアクセント色（各1方向の見付け面積の2割までの範囲を占める色）については、限定的に壁面色として使用できます。但し、建築物の形態意匠や色彩など、景観形成基準に適合していると判断した場合に限りです。 ※無条件に見付け面積の2割まで使用できる訳ではありません。



6-(2) 独立自家広告物や野立広告物の表示面積の算定方法について教えてください。

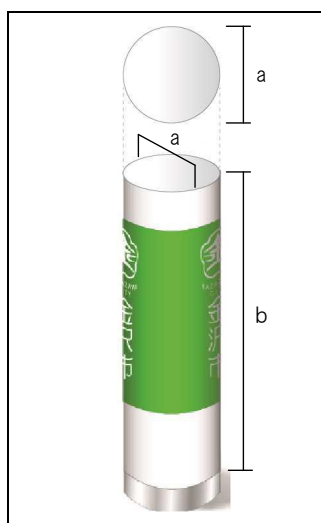
[ケース 1-1 工作物全てを屋外広告物として利用する目的で表示・設置したもの(原則)]



横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b$$

[ケース 1-2 円柱形の工作物の全てを屋外広告物として利用する目的で表示・設置したもの]



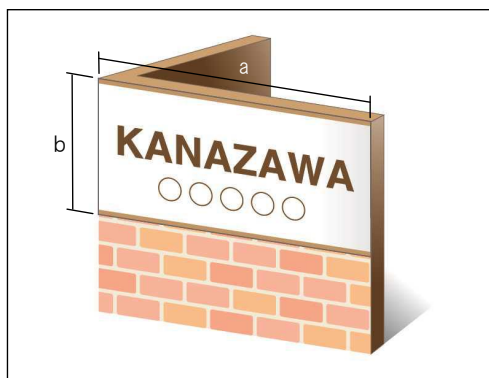
(屋外広告物が表示されている面の投影面積)

横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b \times 2 \text{ 面}$$

【注意】

塀などの工作物を部分的に利用して屋外広告物を表示・設置したものは壁面広告物に該当します。



横幅・縦幅の最大値で計算

$$\text{表示面積} = a \times b$$

※壁面広告物として扱います



7-（1） 禁止地域で案内誘導目的の屋外広告物を表示・設置することはできますか？

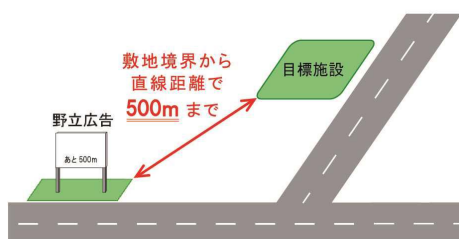
禁止地域であっても、許可を受けることで案内誘導広告物として表示・設置が可能な場合があります。

① 案内誘導広告物の考え方

「道標や案内図板、その他公共的目的をもった屋外広告物や、公衆の利便に供することを目的とした屋外広告物」の定義に該当しないものは、表示・設置ができません。

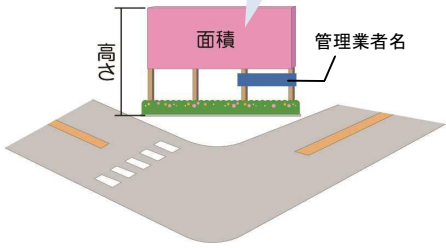
② 前提となる要件

案内誘導広告物としての前提要件として、上記①の考え方に加え、目標施設が主要幹線から離れていること、同一道路上ではないこと、かつ、敷地境界から概ね 500m 以内であることが必要となります。



③ 案内誘導広告物の個別基準

本来は案内誘導表示や設置が禁止されている地域ですので、地域の実情に即したものでなければなりません。具体的な個別基準については次のとおりです。

地域区分		禁止地域		その他
		1 種	2 種から 6 種	
案内誘導 広告	1 敷地 総量	3 m ² 以内	5 m ² 以内	・ 1 施設あたり原則 1 件 ・ 高さ、大きさ、色彩等を共通化 ・ 木製看板など素材を工夫 ・ 足下緑化に努める（地上設置の場合） 
	面積	1 基 3 m ² 以内、1 面 1.5 m ² 以内		
	その他	・ 表示内容は案内誘導に必要な文言・図案に限る ・ 色彩は原則 2 色（白色除く） ・ 地上に設置する場合は高さ 4m 以下		



7－（２） 現行の基準に適合していない屋外広告物を是正するよう指導を受けました。

基準に適合するように改修または撤去等の対応をお願いします。

屋外広告物等を撤去するには、撤去にかかる費用の一部を補助する制度を利用できる場合があります。補助には一定の要件がありますので、申請を希望される場合は、事前にご相談ください。

屋外広告物等撤去にかかる補助制度（概要）

対象	適用条件	補助率	補助限度額
市内全域	・ 許可を受けられないもの	50%	25 万円
一部地域	・ 屋外広告物審査会の要請があったもの ・ 適法な状態で表示・設置されているもので沿道 景観形成区域内の基準に適合していないもの	90%	100 万円
共通基準：市税の未納がないこと			

屋外広告物等の撤去補手続きの流れ(標準事例)

日付け	実施内容	金沢市	工事業者	施主
着工10日前	事前の確認・申請書作成	←	○	◎
	補助金交付申請	←		◎
	補助金交付決定通知	◎		→
	着工		◎	
	竣工(現場作業完了)		◎	
	工事代金請求		◎	→
	工事代金支払い(工事完了)		←	◎
工事完了 15日以内	補助事業実績報告	←		◎
	補助金確定通知	◎		→
通知後 1か月程度	指定口座へ補助金振込	◎		→



7ー（３） 現行の基準に適合していない掲出物件（架台部分）の再利用はできますか？

高さや表示面積など、現行の基準に適合していない掲出物件（架台部分）を再利用することはできません。

特に、テナント入れ替えの際には注意が必要です。

	※屋外広告物等の撤去補助制度を利用できる場合があります。
--	-------------------------------------

7ー（４）ラッピングバスの基準について教えてください。

本市における移動広告物（ラッピングバス）に対する個別基準は次のとおりです。

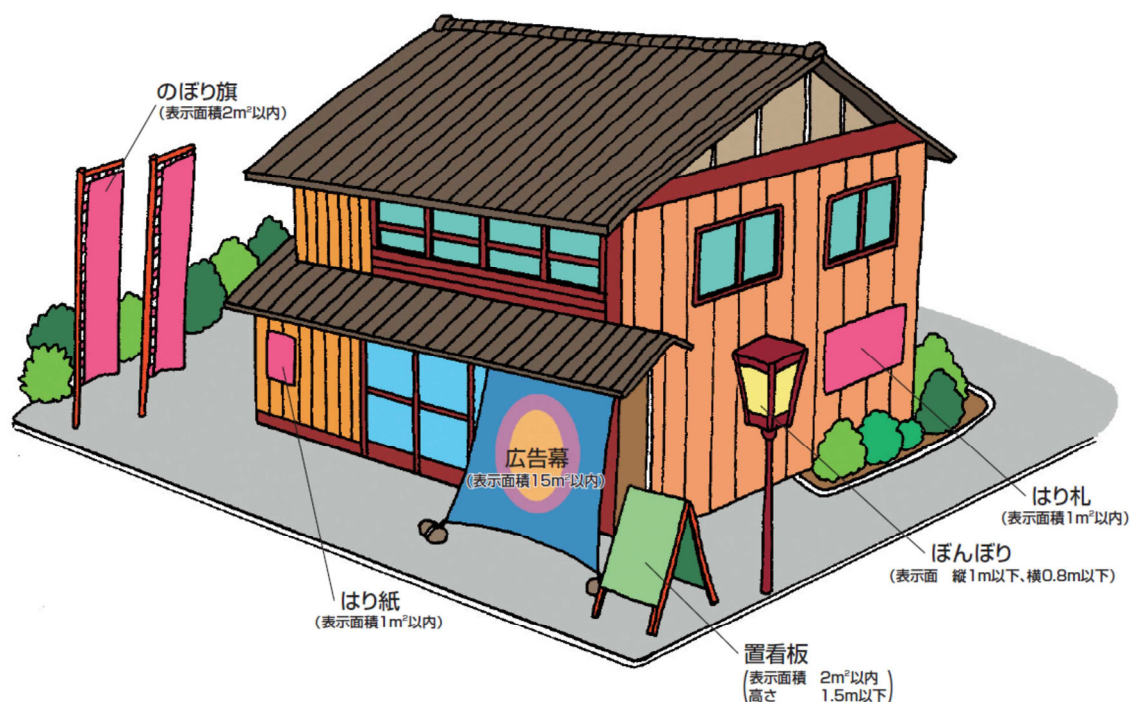
バス車体利用	設置位置	広告面は、車体の側面及び後面の部分のうち、市長が定める部分
 《上面》 《前面》 《左面》 《背面》 《右面》 □ : ベース（白色）部分 ■ : 窓枠（黒色）部分 ■ : ラッピング広告掲出部分 ■ : ラッピング広告不要部分		●ラッピングバスの規格 ・車体のベースは白とする ・窓枠等は黒とする ・ラッピング広告掲出部分は窓枠から下の部分とする など ●デザイン ・キャラクター、写真の使用は１種類まで ・文字情報は過多、過密とならないよう必要最少限の情報にとどめる など ●広告内容 ・企業イメージの向上を目的とするものを原則とする など ●道路交通の安全性への配慮 ・周囲の車両の運転者の誤認を招くようなラッピング広告としない ・光、蛍光、反射効果を有する材料は使用しない など

※その他の詳細は別途「金沢市ラッピングバスガイドライン」参照ください。



7- (5) のぼり旗などの簡易広告についても基準はありますか？

のぼり旗など、簡易的な広告物の個別基準については次のとおりです。



バス車体利用 ※ラッピング除く	大きさ	縦幅：0.6m 以下、横幅 1.2m 以下
	設置位置	1 車体につき 6 個以内
電車車体利用	大きさ	縦幅：1m 以下、横幅：車体の長さの 1/3 以下、出幅：0.05m 以下
電柱利用 (トタン巻き付け)	設置位置	下端：地上から 1m 以上、上端 2.8m 以下
	設置形態	全面巻き付けまたは両側 2 面
	色 彩	広告面の図案色彩は、3 色以内
	設置個数	電柱 1 本につき 1 個
	その他	直接塗り書きは禁止
電柱利用 (突き出し)	大きさ	幅：0.45m 以下、高さ 0.9m 以下、出幅：0.6m 以下 ア 広告面は、車両進行方向の反対か歩道に向ける イ 道路以外の場所では、下端：地上から 2.5m 以上
	色 彩	広告面の図案色彩は 3 色以内
	設置個数	電柱 1 本につき 1 個
バス停標識利用	表示面積	標識面積の 3 分の 1 以内
	設置位置	車両進行方向から展望できない面
	その他	表示面は、2 面以内
消火栓標識利用	大きさ	縦：0.4m 以下、横：0.8m 以下
	設置位置	道路以外の場所では、下端：地上から 2.5m 以上



街灯柱利用	大きさ	短辺：0.45m、長辺：0.9mの長方形に納める
	設置位置	道路以外の場所では、下端：地上から2.5m以上
	色彩	ガラス、合成樹脂等の表面は乳白色
	設置個数	街灯柱1本につき1個
	その他	直接塗り書きは禁止
アドバルーン	設置等	風圧に耐えるように網でしっかりと係留する

金沢市屋外広告物条例の手引き
(事業者向け)

参考資料 Q&A

発行 平成 25 年 10 月 1 日

改訂 平成 29 年 3 月 31 日

業務委託 石川県屋外広告業協同組合

金沢市都市整備局景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1

電話 076-220-2364